

臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱いに関するご意見の募集について(厚生労働省臓器移植対策室まとめ(未定稿))

- (注) 分類番号は意見毎に以下のように区分けしている。
- 1 臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱い(案)に賛成
 - 2 臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱い(案)に反対
 - 3 個別の記載不備事例の取扱いについて
 - 4(1) 臓器提供意思表示カードの様式の見直すべき
 - 4(2) 臓器提供意思表示カードの所持の確認について
 - 4(3) 臓器提供意思の確認についてより慎重に行うべき
 - 4(4) 臓器提供意思表示カードの一層の普及啓発を行うべき
 - 4(5) その他

(意見提出者については敬称略、個人情報に係る部分については割愛)

意見番号	意見提出者	分類番号	意見内容	意見
1	久米 若奈	1	臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱い(案)に賛成	臓器提供意思表示カードの記載不備事例を拝見させていただきました。私は、約9年前にオーストラリアで肝臓移植を受けました。9年前というと、現在のように移植医療は定着していませんでしたし、生体での移植もいろいろな問題が浮上していたように思います。当時、私の周りで多くの患者さんが移植を望んで日々治療にがんばっていても、結局移植を受けることができずに亡くなっていかれるのを見てきました。私は、早く日本でもたくさんの人が移植を受けて元気になっていくような社会になって欲しいと願っておりました。 6年前に法の施行。私は心から喜び、これで日本の移植医療が発展すると信じておりました。しかし、現状は全く私の望んでいた結果ではありませんでした。最初は世間でも移植医療に関心を持ってくれる方々がいましたが、それも時間とともに薄れていったように思えてなりません。ドナーカードも思うように普及させることもできず、実際ドナーが出て記載不備で対象外になるケースが多くなかなか移植に結びつかない。移植希望者は国内での小さな望みを抱いて大人も子どもも治療に励む方、時間のない患者さんは外国へ生きる希望を求めて渡航する。何も変わっていない現状に憤りを感じておりました。しかし、今回の妥協案が正式に決定されれば、今まで以上に国内での脳死移植の症例数が増え、元気に社会復帰できる患者さんが増えると思います。これは私たち患者にとって願ってもないことです。 是非、この案を活かせるようお願い致します。
		4 (5)	その他	最後に、移植を待っているのは成人患者だけではなく、小さな子供たちも死と背中合わせに毎日病気と闘っているということもご理解ください！子供たちの将来のためにも、これから15歳未満の臓器提供がスムーズに行われるようよろしく願いいたします。 そして、私たち患者は誰かの死を望んだり、待っているわけではありません。その辺も誤解のないようお願い致します。 良い方向に進むことを心から願っております。
2	匿名	1	臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱い(案)に賛成	意思表示カードの記載不備事例における取扱いは、貴省作成の今後の取扱い(案)のとおり取扱うことが望ましいと考えます。
		4 (1)	意思表示をし易くなるよう臓器提供意思表示カードの様式の見直し等をすべき	臓器提供意思表示カードは、遺言書同様、生前の意思を伝える大変重要なものです。 現行のカード及びリーフレットでは、記載内容不備が約13%であることから、自らの意思を不備なく記載できるよう、意思表示カード及びリーフレットの記載内容を早急に改正する必要があると考えます。 また、記載された意思表示カードについては「一度、(社)日本臓器移植ネットワーク又は各都道府県・市長村等にみてもらいましょう」等、リーフレットへ掲載し、未然に記載不備を防止するよう、対策を講じることが必要であると考えます。
3	濱田 浩二	1	臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱い(案)に賛成	カードの記載不備についてわかっていながら約100件もの善意の意思が伝わらず助かるはずの命が助けられないことが一番問題だ。 記載不備については記載日、署名は当然大前提だが記載ミスと明らかなものと、不明瞭なものがあるはずなので意思として解釈ができるものはそれを尊重すべきだ。 カードの確認については、家族了承のもと移植コーディネータに権限を持たせる。
		4 (1)	意思表示をし易くなるよう臓器提供意思表示カードの様式の見直し等をすべき	記載不備が多いのは様式が間際らしい部分があるのでは？記載ミスを防ぐ為に様式を見直しわかりやすく必要がある。
4	松永和久	1	臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱い(案)に賛成	カードを持つと言う事自体、その方は臓器提供についてNOかYESか意思表示がはっきりしており、その意思を尊重すべきです。 提供したくない人は3番のみに○をしているはずですが。 したがって、本人の署名があれば3番のみに○があるカード以外は提供意思があると判断して妥当ではないでしょうか。あとは家族の判断にゆだねれば、問題ないと思います。
5	匿名	1	臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱い(案)に賛成	脳死の場合でも、心停止の場合でも、臓器提供については家族の同意を必要としており、3。(私は、臓器を提供しません)に丸印がない限り、事例のような不備があったとしても本人に提供の意思がある事は明白であり新しい取り扱い(案)に賛成です。
		3	個別の記載不備事例の取扱いについて	但し、1又は2に○だけの場合、提供する臓器の範囲をどのような判断のもとに特定されるのを知りたい。

6	匿名	1	臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱い(案)に賛成	最近の報道などをみると、以前に比べ徐々に変化が起きていると感じています。すなわち、以前はマスコミにおいては脳死判定が適切に行われているのかどうか、そのあら探しに終始していた感がありましたが、最近ではむしろ移植治療に前向きな報道が増えてきたように思います。やっとな一般的にも移植治療の考えが広まってきたのかなと思います。 また日本の移植治療が立ち遅れている原因の一つとしてドナー不足が重要であることもコンセンサスが得られつつあると考えられます。こうしたなか、移植治療をより発展させ、助かる患者さんを助ける、という観点から、今回のカードの積極的肯定的解釈に賛成いたします。別添の案にほぼ賛成ですが、この案が成立した際には、カード不備があった場合には、移植ネットワーク側ではこういう解釈がなされます、ということを経間一般に広く公表すべきだと考えます。
7	匿名	1	臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱い(案)に賛成	僕は現在脳死移植のレシピエントとして入院生活をしています。 ドナーカードの記載不備で移植が受けられないのは、ドナーとレシピエントにとってもお互い意思が尊重されないことになると思います。
		4	(1) 意思表示をし易くなるよう臓器提供意思表示カードの様式の見直し等をすべき	ドナーカードについても僕の家族も最初はもちろん、いろいろわからないことが多く、ドナーになってもいいと言っている知人・友人もカードの記載の仕方があまりわからないようです。 いつでもどこでももてるような、ドナーカードもしくはシールにしてほしいです。それととも脳死移植の現状を全国の方々に知ってほしいです。 僕自身の気持ちでは与えられた命を有難く受け止め一緒に生きていきたいです。どうかよろしくお願いいたします。
8	匿名	1	臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱い(案)に賛成	これまでの非人道的とも思える臓器提供意思表示カードの取扱いにより、ドナーカードを所持する方の意思が生かされないケースが多々見られた事は周知の事実である。もっと大きな問題は、そのような取扱いにより、命を懸けて移植を待って来られた多くの患者さんを見殺しにしてきた事であり、私も含め、厚生労働省の関係者並びに関連学会の責任ある立場におられる方々、また、日本のオピニオンリーダーであるメディアの方々の猛省を促したい。本来ならば臓器移植法が成立して3年を経た時点で臓器移植法を見直すとの付帯決議にも拘わらず、これまで見直しを放置してきた事についても我々は大いに反省すべきである。臓器提供の意思を持ちながらそれが生かされずになくなった臓器提供意思表示カードを所持しておられた方々に対して、またその意思が生かされていけば救命できたかもしれない多くの臓器移植待機患者さんの鎮魂のためにも、また現時点で命がけで移植待機されている患者さんの救命のためにも、一刻も早い「臓器提供意思表示カードの取扱い」の見直しを希望する。
9	和田泰治	1	臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱い(案)に賛成	① まず、意思表示カードの3(臓器を提供しません)は不要だと思います。臓器提供を希望する人だけが当カードを所持することにより、臓器提供の意思判定が簡単に行えると思います。 ② つぎに、提供部位についてですが、提供部位に○印がない場合は、全ての臓器を提供してよいものと判断するのが妥当と思われます。 ③ 最後に本人の署名についてですが、本人の署名のみ確認できれば、家族及び署名日などは未記入や誤記であっても、臓器提供の意思有と判断するのが妥当であると思います。ただし、本人の署名がない場合は、意思確認が出来ないものとし無効とするほうがよいと思います。
10	匿名	2	臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱い(案)に反対	記載不備なのに、人の命をなぜ断つのでしょうか？ お役所仕事とは思えません。自分たちの都合の良いことばかり「お困りごと」を抜きにするのは、許せません。命の大切さというのは、幼稚園生でも知っています。もう一度、学識ある方にしっかり意見を伺ってみたいとはいかかでしょうか？
11	海津慶子	1	臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱い(案)に賛成	カードの正確な記載方法は意思表示には確実であるが、煩雑で分かりにくい。 記載不備により生前の意思と残された家族の意思が生かされないのはおかしい。生前の意思が十分に反映され家族も同意しているのであれば臓器を提供していただいていいと思う。 新たなカード取扱い方法に異論はない。
12	匿名	1	臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱い(案)に賛成	臓器移植賛成派意見です。 ドナーカードを持ちながらも移植手術まで行かずに亡くなられた方が多いと伺います。 それは人の善意の心を無視しているように思えます。人の善意から来る、志を無視する事はどうかだと思いますが。 また私は臓器移植をして命を助けてもらったうちの一人です。 毎日生きている事の素晴らしさ、ありがたさを忘れた事はありません。
13	大畑益子	1	臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱い(案)に賛成	貴省が出された臓器移植意思表示カードの記載不備事例の取扱い案に関して全般的に賛成です。私は献腎移植手術を受け、23年になります。亡くなられた方と共に普通の人の何倍も充実した人生を送り、普通の人の何倍も人の愛に感謝し、普通の人の何倍も社会に役立つ人間になろうとしていると言っても過言ではありません。 臓器を提供したいと言う人がいて、提供を受けたいという人がいて、それに賛成し手術をしようという医師がいる、この3者が心一つにするのにどうして、スムーズにいかないのかと常々思っていました。 なにもイヤだという人に臓器を提供して、とお願いしているではありません。提供しようという尊い人間愛を、多少の書類の不備で生かされる事無く終わってしまうことの方が死者を冒とくすることになるのではないのでしょうか。 臓器移植の理解と協力、更なる普及を心から願う者です。どうぞよろしくお願いいたします。

14	匿名	1	臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱い(案)に賛成	脳死の場合のみならず心停止の場合でも、臓器提供については家族の拒否が無く本人の意思を尊重する必要があることから一部不備が有っても、要件を満たしていれば移植可能であると思います。 そのように考える点 1. 本人の意思のみならず家族の意見も聞いている 2. 私自身カード配布しておりますが、渡した相手に十分な説明をしておりません、説明を十分し正しく書いていただくことが最重要かと思うが現状本人の意思を汲み取る必要がある。 賛成意見は以上ですが、以下今回の事で危惧するところ上げます 1. 脳死の問題や生命の尊さを取りだし反対意見を述べる 本法律作成時点でクリアーしていることを蒸し返してはいけない 2. カードの記入で意思表示とみなさない意見 現状の意思表示カードの記入方法を否定しては今回の議論にならない 以上です
		4 (4)	臓器提供意思表示カードの一層の普及啓発を行うべき	一人でも多くの方が意思表示カードを記入携帯していただくこと、カード配布や記入方法の説明等を義務教育で行っていただくことを献腎移植を受けたものの一人として望みます。よろしく願います。
15	匿名	2	臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱い(案)に反対	このたび、記載不備事例があっても提供意思表示をしていると見なして臓器摘出を認める方向にあるとうかがいました。私はこの方向を大変危険なものと感じています。 そもそも、自由配布で個人が複数所有できる「カード」という形式自体が根本的に問題でしょう。せめて、役所に所定の用紙があり、立会人のもとで必要事項を書き、印鑑を押すかサインをするぐらいの慎重さが必要だと考えます。 ましてや、不備があるという場合に、本人に提供の意思があるということを断言できる人など誰もいないと思います。 それゆえ、不備がある場合に提供の意思表示をしていると見なすことには反対です。 この意見をぜひ検討してくださいよう、なにとぞお願い申し上げます。
		4 (3)	臓器提供意思の確認についてより慎重に行うべき	
16	匿名	1	臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱い(案)に賛成	臓器提供意思表示カードの記載不備については「3.私は臓器を提供しません。」という明確な意思が記載されていない場合は本人の意思を尊重すべきだと思います。
		3	個別の記載不備事例の取扱いについて	(2) カードの番号3に○と×の両方を記載していた場合 カード番号1に○があった場合でもカード番号3に○×が記入されている場合、意思表示が明確で無いので提供は見送るべきだと思う。
17	西森豊	2	臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱い(案)に反対	(1) カードの番号の記載に不備がある事例について (1) カードの番号1に○がなく、提供したい臓器が○で囲まれている場合 (2) カードの番号1に○がなく、提供したい臓器も○で囲まれていないが、番号1の「その他」の括弧内に「全部」又は「全臓器提供」と記載されている場合 (3) カードの番号1に○があり、提供したい臓器が○で囲まれている場合であって、カードの番号3に○と×の両方を記載していた場合 上記(1)~(3)の場合について、脳死判定になんのために本人の同意が必要だということにしたのが、わかっていない場合があるのではないのでしょうか。 また、臓器移植法制定の時の議論や趣旨がわかっていない場合があるのではないのでしょうか。 なにより、脳死移植とはどのような手順でおこなわれるのか、わかっているのかどうか、心配です。 是非、説明のパンフレットを補充してほしいものです。
		4 (3)	臓器提供意思の確認についてより慎重に行うべき	また、私は、チェックカードというものを考案しています。 チェックカードは、脳死と心臓死の違いについて、本人が理解していることを確認するためのものです。 健康保険証と同じぐらいの大きさのカード(二つ折か三つ折)で、臓器提供意思表示カードとともに携帯します。 チェックカードのすべての項目に自筆のチェックがついていないと、臓器を提供することはできないこととします。 下記の論文のなかで説明しています。 http://www.kinokopress.com/civil/0302.htm チェックカードの使用についても御検討ください。
18	匿名	2	臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱い(案)に反対	臓器を提供するかどうかという大変重要な意思を表示するのに容易に偽造ができ、つまり(即ち)確定的な本人(の意思)確認が困難な現行の方式自体問題があると考えるので、多少の記載不備があっても構わない、とする今般の方針には強く反対します。 そもそも眼の前の患者の命を救うことが救命救急医療の根幹精神のはずなのに、このカード導入以降、提供の意思が推認されるや、直ちに臓器の良好な保存に精力が注がれると聞きます。 「脳死」による臓器提供は救命救急医療の現場の医師及び看護師の精神を歪ませているような気がしてなりません。

19	油島千恵子	1	臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱い(案)に賛成	従来のカードをそのまま使うなら、この案はいいとを考えます。
		4 (1)	意思表示をし易くなるよう臓器提供意思表示カード等の様式を見直すべき	しかし、ドナーカードの形式を変える時期ではないでしょうか。アメリカのように運転免許書を見ただけでYESかNOが分かるようにすると、20歳になったら記入して所持する。一自分・他人の命を真剣に考えるためにもそういう機会が必要。昨今のインターネットで呼びかけての集団自殺や児童殺傷事件を防ぐためにもいいのでは。日本はあまりにも平和で恵まれています。小中学生の時から真剣に考え、(学校でも議論を交わす機会を作る)命の尊厳を考える機会をたくさん作って欲しいと思います。
		4 (5)	その他	●河野太郎氏が提案していた「家族の意思で移植できる」という案はどうなったのでしょうか。子どもの移植を考える上でも是非法案ができることを切望します。障害になっている虐待を見分ける・防ぐということは全く別問題と考えます。これは専門家、医師がしっかり見れば防げることです。⇒これも子どもを持つ・命を育てる教育がされていないことが原因だと思います。子どもを育てるとはどれだけ大切で素晴らしいことか、道徳・倫理・保健で繰り返し合うべきでしょう。勉強より人間として一番大事な教育だと思います。●ドナーカードの普及と移植の件数が増えるように考えて下さい。先進国でこんなに少ないのはどこかおかしい。渡航移植に頼っていることは恥ずかしいと考えるべきでしょう。せめて年間2ヶ台の移植があれば、患者は希望を持って待てると思います。希望が持てるのと持てないのでは生きる気力が違います。とにかく早い対処をお願いします。
20	匿名	1	臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱い(案)に賛成	我が子が心臓病ということもあり、移植に関心があります。しかし、カードの不備により移植が出来なかった例の具体的事例や件数がわかっていなかったのが正直、驚きました。私も、施行当時からカードを所持しており、家族にも同意して欲しいと言っており、しかし、カードの不備について思いもつかず、改めてカードを見直した次第です。移植の意思がある…移植して誰かの役に立ちたい…の、丸を付け忘れたためにドナーになれないとは、残念でなりません。家族の折角の決断も無になり、無念さだけが残るでしょう。移植カードには、『提供しません』という欄もあります。ドナーになることへの反対の方は、その意思を示せるカードです。だからこそ、ドナーになりたい人の意思を阻害することのないよう、お願いします。家族がドナーとなり、体の一部がどこかで生き続け、誰かの役に立っているのは、賛成する家族にとって励みになります。臓器提供意思表示カードがもっと普及(賛成・反対ともに)し、活用されるよう改正されることを願ってやみません。提供者の『熱い想い』が反映される整備を強く望みます。
21	匿名	1	臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱い(案)に賛成	脳死の場合も心停止の場合も、臓器提供については家族の同意を必要としており、私は、臓器を提供しませんに丸印がない限り、本人に提供の意思がある場合が明白であれば、常識的な考えである新しい取扱い(案)に賛成します。
22	匿名	2	臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱い(案)に反対	最近、遺言公正証書の手続をしました。財産の遺言でもかなりきびしいチェックがなされました。財産より重い生命や身体に関する事柄は、財産相続の遺言以上に厳しい確認が求められるべきだと思います。
23	匿名	1	臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱い(案)に賛成	普及活動を通して、意思表示カード(以下、カード)に対する一般の皆様、医療関係者の認知度が高まりつつあることを感じております。また、カード記載の解釈が以前と比べ柔軟になり、現場のものとしての期待もしております。
		4 (1)	意思表示をし易くなるよう臓器提供意思表示カードの様式の見直し等をするべき	実際、家族の強い希望があるにも関わらず、カード記載の難しさから、せっかくのご意思が無駄になることが多々ございます。現行法のように本人の意思が優先されたままでカードがより簡素化されること、具体的には、諸外国のよう運転免許書へ臓器提供について希望の有無を確認できるような項目が設けられるとより効果的であると考えております。そして、健康な時に臓器移植を通し、自分の将来そして最期を考える機会となる必要ではないでしょうか。
24	木岡昇	4 (1)	意思表示をし易くなるよう臓器提供意思表示カードの様式の見直し等をするべき	臓器提供の意志欄ですが、1に○、さらに提供臓器に○は二度手間です。1でも2でも、その欄の臓器に○があれば、脳死、心臓死に記入したと判断して良いのではないのでしょうか。よしんば記入間違いとしても、1に○がなく、1欄の臓器に○がある場合は心臓死後の提供でも良いのではないのでしょうか。カードは非常に見づらく判りづらいです。カードを携帯するものとして、もし不幸にも、不慮の死を遂げた場合に、提供を受ける人がいたら、その方に生を引き継いでいただける。と言う思いです。誰も、臓器提供者の死を望んだり、自ら死をもって提供しようとは思ってないはず。その辺の啓蒙にも力を入れて頂きたいです。映画では、アメリカでは提供意志のプレスレットだったと思います。カードなら、不慮の死を遂げたときに、救急隊等が探す必要があります。プレスレットやペンダントに意志情報の入ったチップをつけて、身に常時つけておけば、救急隊等が即判別でき、時間のムダがなく故人となった者の意志が尊重できると思います。
		1	臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱い(案)に賛成	不備記載でも柔軟に対応し、故人の遺志を尊重して欲しいということです。

25	福島教偉	1	臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱い(案)に賛成	「臓器移植に関する法律」では、第2の基本的理念で、臓器の提供に関する意思は尊重されるべきことと、歌っており、可能な限り意思が反映されるように、意思表示カードの記載不備事例を取り扱う必要があると考えます。その点で、今回の修正案は的を得た修正案であると考えます。但し、本人の名前のないものについては、本人意思を確認できないので、提供するのは無理と思います。以上、早くにこの問題が解決され、一人でも多くの方の意思が尊重され、結果的に多くの末期的臓器不全患者さんの命が救われることを期待しています。
26	匿名	2	臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱い(案)に反対	ドナーカードとは、自分の命の終わりを(終わり方を)決定する、重要なものだと考えます。また同時に、社会的にも効力のある、書類であると言えます。一般の書類でも、書き間違いはそれでよいということにはなりません。また、役所に出す様々な書類も、間違っている場合には受け付けてもらえません。それが、間違っているとしてもよいと判断されることは、どうしても納得が行きません。もし、書き間違いによる問題があるとするならば、そうならないための工夫こそが必要で、生命保険などの場合、かなり慎重な審査が伴っています。本人の命のみならず、家族の死の受諾をも伴う重要事に、あまりにも安易な発想としか思えません。また、現在の日本の法律では、すべての脳死は人の死とは決めていません。所定の条件を満たした場合に限り、死とみなすことにしています。その条件の中にあるドナーカードの間違いを承知で認め、判断を緩めることには反対です。
27	匿名	1	臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱い(案)に賛成	取扱い(案)のように、多少の不備があっても本人の意思を無駄にすることなく、柔軟に対応するようにしてほしい。
28	匿名	4 (1)	意思表示をし易くなるよう臓器提供意思表示カードの様式の見直し等をすべき	現行カードの記載は複雑です。臓器提供を可とされる方の意思が確実に生かされるよう、また自分の意思を簡潔に表せるように、例えば運転免許証や健康保険証にも記載できるよう簡潔な表示方法にしてください。
29	匿名	4 (1)	意思表示をし易くなるよう臓器提供意思表示カードの様式の見直し等をすべき	臓器提供を可とされる方の意思が100%生かされるよう ① 現行カードの記載は複雑です。記載不備を防ぐよう改善してほしい。 ② O印を入れる位置が理解されていないように思う。 ③ 自分の意思を簡潔に表せるように意思表示カードを改善してほしい。 ④ 運転免許証や健康保険証にも記載できるよう簡潔な表示方法にほしい。 ⑤ 健康保険証等に貼付用は意思の記載がしにくいので改善してほしい。 ⑥ 外国の場合のようにもっている人で、意思がNOの人以外は了解されているものとして提供可能となるよう検討してほしい。 ⑦ 家族の署名がないと提供の意思があっても『可』としてほしい。
30	匿名	1	臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱い(案)に賛成	標記取扱案については全面的に賛成である。ドナーカードの表記の仕方が厳密すぎて、臓器提供の意思表示があるにもかかわらず、臓器の提供に至らないことは、ドナーにとってもレシピエントにとっても不幸なことだと思う。日本で移植が始まらないうちに現状を、ほんの少しでも改善すべく、一日も早くこの案を通していただけることを祈る。臓器提供はしたくないという方の意思を尊重することばかりに重きを置かれているが、同じぐらい、脳死になったときには自分の臓器を提供したいという意思も尊重されるべきだと思う。
		4 (3)	意思表示をし易くなるよう臓器提供意思表示カードの様式の見直し等をすべき	私は原発性肺高血圧症という難病で、現在は在宅酸素をしながら療養中である。悪化すれば移植しか治療法はないといわれている病気である。また心臓病者友の会に入会し、多くの心臓病の仲間と知り合う中で移植を受けて成功し元気になった人に接することが出来た。それまでの消えそうだった命のことを思うと、あまりに元気になって目を見張るほどでありまた元気に話が出来たことをどれだけ嬉しく思っただろう。しかし、反対に以前は移植という治療法が日本になく、近年では移植を日本で待ちながら間に合わず、亡くなってしまった人と接したとき、どれだけやるせなく、切ない気持ちになることか。そこに移植という医療があるのに、何故？と思うとご家族の方の悔しさは計り知れないだろうと思う。また日本はいつまで移植を海外に頼るのだろうか？移植が必要なほど重症の患者を気圧の下がる海外線の飛行機に乗せ莫大な費用をかけ、海外でも足りないと言われている善意に頼りながら。
		4 (4)	臓器提供意思表示カードの一層の普及啓発を行うべき	日本でももっと移植が進むよう、自分が脳死になったら臓器を提供したいという人の意思がきちんと反映されるよう、さらなる制度改革をお願いしたい。たとえば以下のようなことである。 臓器提供の意思表示は運転免許証に記載すべきである。 また中学校の卒業式にドナーカードを配るべきである。 もちろんどちらの意思も尊重されることを強調し、決して非難や強要をしないこと。
		4 (2)	臓器提供意思表示カードの所持の確認について	指定病院以外でも脳死判定が出来るよう制度を改革すべくである。スペインでは脳死判定係りの人が駆けつけ、どの病院からも臓器提供が可能。病院では、脳死になった場合必ずドナーカードのチェックをしなければならないよう、法改正すべくである。またそのような話をするプロを養成し各病院におくべき。脳死以降にドナーカードが確認された事例も多いと聞く。

31	匿名	4 (5)	その他	<p>①医療機関の積極的な提供者への裾野を広げる運動を行なうと共にカードの意味・記入要領を説明出来る要員を早急に育成すること。 ②保健所・役所の保健担当の意識が市民に伝わっていない。 ③会社・労働組合、各種団体に要請して会員を募る。 ④私達は移植と聞くと「他人事」「恐怖」「死人にメス」とか家族のことをも気になります。理解をするための勉強会も必要です。 ⑤国は色々施策をやったと言うでしょう、確かにカードは町医者にもあるが、現場までの関係人の意識は低い、義務的に置いている感じです。</p>
32	匿名	1	臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱い(案)に賛成	<p>私は今年7月にアメリカで心臓移植を受けた患者です。 約20年間の闘病の末、生きる方法は心臓移植唯一つと告知され、2年以上もドナーが現れるのをステータス1の状態入院待機しておりました。しかし症状はいっきに急変し補助人工心臓に繋がれ命のカウントダウンが始まり、早急な国内での移植が望めない事から、多額の資金を要し大きなリスクを背負う事になる海外での移植を希望し、多くの人々に支援を呼びかけ募金を募り命がけの渡航し、ぎりぎりのタイムリミットのところで命を救われました。しかし、海外での移植も狭き門で移植までにたどり着ける患者はアメリカでも3~4割でドナー不足は日本同様深刻な問題です。 アメリカで移植を受けて、すっかり社会に定着しているアメリカの移植医療を実感しました。また、日本では移植が必要な15歳未満の子供は生きる希望がありません。この事実を国家はどのようにお考えなのでしょう？まずは大人社会での移植医療を定着させないとこの問題は解決できないと私は考えています。臓器移植・脳死についての考えはさまざまに慎重に事を運ぶべきことは十分に理解しています。しかし、命の瀬戸際に立ち希望を持ちながら過酷な治療に耐え続けた患者としましては、国内での移植医療が遅れている、理由の一つとしてあげられている臓器提供意思表示カードを持ち臓器提供の意思があると十分思われる方々の意思が、カードの細かい不備により今まで生かされていない事実を非常に無念に思うのです。今後臓器移植を推進する上で取り組んでいただきたい事は他にもありますが、本人の意思表示が明確である場合は記載不備によるドナーカード無効という判定に強く反対致します。国民の大切な命を日本の未来を担う子供達の命を、外国ではなく我国日本でどうか守っていただきたいと切にお願い申し上げます。</p>
33	日本消費者連盟	2	臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱い(案)に反対	<p>(意見) 臓器提供意思表示カード(およびシール)自体、重大な移植のドナーとなる行為に対する書面による意思表示としては、明確性、確定性、検証性において不十分であり早急に廃止し、ドナー登録のための厳格な本人の意思が確認できる公的な登録制度を検討すべきである。 「カードの記載事項の一部に不備があっても、当該カードのその他の記載内容等から、本人の署名があり、かつ、本人の「臓器を提供する意思」及び「脳死判定に従う意思」が確認できるものについては、法の求めている書面による意思表示が存在するものとして取り扱い、本人の意思を正確に確認するため、カードの記載とあわせて、家族の陳述など他の資料も考慮する。」との取扱いには反対する。</p> <p>(理由) 現在、厚生労働省及び(社)日本臓器移植ネットワークは、「臓器の移植に関する法律」(以下 臓器移植法)において脳死下臓器提供の要件とされている、臓器の提供に関する書面による意思表示に用いることができるよう、臓器提供意思表示カード(以下「カード」という。)を作成し、広く頒布している。 臓器移植法は、1997年6月17日可決・成立し、同年10月16日から施行された。国会でも衆参議院で対案がでる中、「脳死を人の死とすることについては合意が得られず、本人が臓器提供と脳死判定に従う意思を書面で示し、かつ家族がこれを拒まないときに限って脳死を人の死と認める」形でようやく成立したものである。 臓器移植法第2条において、「死亡した者が生存中に有していた自己の臓器の移植術に使用されるための提供に関する意思は、尊重されなければならない。同2項 移植術に使用されるための臓器の提供は、任意にされたものでなければならない。」としたのは、本人の同意がある場合には脳死を人の死と取り扱うことができるとしたものであり、本人の同意についてはあくまでも提供する意思だけでなく、提供の意思の撤回、変更にも任意性を尊重する趣旨であると解せられる。今回の「記載不備事例でもドナーとしての提供の意思を満たしたものと扱う」とする取扱いは、現行法でも不十分な意思確認手段をさらにゆるめるものであり、ドナーを増やすことのみを意図したものとしか考えられない。 未だに脳死が人の死であるかどうかとの議論について、国民的合意が得られない中、「自民党調査会案」が、「脳死」判定において本人意思ならず家族の承諾さえ不要とし、小児に「脳死」判定を拡大すること、ドナー年齢を切り下げることなどを意図している。しかし、実際には法改正が困難なことから、現行の不備カードをなんとか活かそうとの趣旨と思われる。 「命の贈り物」との美辞麗句とは裏腹に、現行での移植現場での数多くの違反によるドナーの人権侵害行為が十分に検証かつ公開されないままに、移植の推進を行うことは許されない。日消連では他団体と共に、「脳死」であるとして生きた臓器を摘出されるドナーに対し「救命治療は尽くされたか、脳死判定は適切・正確に実施されたか」など、人権侵害行為が起きていないかを市民の立場から検証、監視してきた。しかし、「脳死」と判定される人が十分な救命治療を受けたのか、臓器摘出したいが為に救命治療を早期に止めていないか、脳死判定は正しく行われたのかという問題は依然として解決されていない。 この7年間に行われた移植では、実際、ドナーの「生命兆候を見逃す」等の深刻な人権侵害が現実になっている。日本弁護士連合会が、高知赤十字病院・千里救命救急センター・古川市立病院に対して、福岡弁護士会が福岡徳州会病院に対してドナーの人権を侵害したという勧告を出している。さらに、福岡弁護士会からは厚生労働省に対する要望書まで出されている。臓器移植実施例についてはそのつど問題点が指摘されており、脳死判定基準を厳格なものにし、施行規則やガイドラインの遵守を徹底させ、二度と人権侵害の起こらないような状況を作り出すことこそ必要である。ドナーの実態を知らせず、法改悪や解釈の変更で移植の要件を緩和することは許されない。 以上により、平成16年10月14日、臓器提供意思表示カードに関する作業班(班長 新美育文)の報告例に挙げられているような取扱いについては全て反対である。</p>